

議会活性化特別委員会報告書

平成18年7月26日

柴田町議会
議会活性化特別委員会

目 次

I	はじめに	1
II	議会活性化の取り組み	2
	1 開かれた議会	2
	2 活発な議会活動	3
	3 関連審議の報告	5
III	おわりに	6
	(資料)	
	資料 1 議会活性化特別委員会の設置に関する決議	7
	資料 2 議会活性化特別委員会名簿	8
	資料 3 議会活性化特別委員会の審査経過	9
	(関係例規等)	
	別紙 1 柴田町議会報告会開催要領 (案)	
	別紙 2 一般質問に係る一問一答方式に関する申合せ (案)	
	別紙 3 柴田町議会運営に関する基準 (案)	
	別紙 4 柴田町議会会議規則 (案)	
	別紙 5 柴田町議会傍聴規則 (案)	

I はじめに

地方分権や国の三位一体改革が進展する中であって、議会は住民の代表機関、意思決定機関として執行機関を批判監視し、政策を立案し、地方公共団体の意思を決定するなど、議会の果たす役割と責務はますます大きなものとなってきています。

このことから本議会では「議会活性化」に取り組むべき課題として、平成17年9月15日に「議会活性化特別委員会」を設置しました。

これまでの議会の取り組みとしては、平成14年12月19日に「行財政改革特別委員会」を設置し、町の行財政改革とともに議会自らの改革についても提言してきた経過がありますが、今回は「地方分権時代における住民本位の議会活性化」の視点で取り組みました。議会活性化のテーマは「開かれた議会」と「活発な議会活動」としました。

委員会の調査は、テーマごとの調査項目を会派からの意見も聞いて洗い出し、それらの精査を行い、議会活性化調査項目としてとりまとめ、項目ごとに調査を行いました。

また、他市町村の議会活性化の取り組み状況を比較検討するとともに、先進地事例を視察研修で具体的に検証し、柴田町の地域性、柴田町議会に即した取り組みができるよう配慮して調査をしました。

調査の結果、議会活性化方策は、次の「1 開かれた議会」「2 活発な議会活動」に記述したとおりです。調査結果のうち、現段階ではその取り組みが時期尚早と考え今後の検討課題としたもの、議会活性化方策ではないが議会として実施すべきもの、町行政に関するものについては、「3 関連審議の報告」に記述しました。

II 議会活性化の取り組み

1 開かれた議会

住民側から見ると議会は距離を置いた存在で、「議会離れ」の状況になっていることから、「身近な議会」とするために議会側の取り組みが必要となってきました。

このため「開かれた議会」をテーマに、住民との対話の場や住民参加の機会を設けて住民の意見を聴取すること、住民に議会の情報を公開していくことを取り組むべき課題として、委員会審議を行いました。

審議の結果、「開かれた議会」の議会活性化方策として、「議会報告会の開催」「議会会議録の町ホームページ掲載」など、9項目を提言します。

開かれた議会		
番号	議会活性化方策	内 容
1	議会報告会の開催	<ul style="list-style-type: none">議会活動の報告及び住民との対話の場として、毎年5月に「議会報告会」を開催する。開催は小学校区単位の6会場で行う。(開催要領(案)…別紙1のとおり)議会報告会は、平成19年度から実施を予定する。
2	議会会議録の町ホームページ掲載	<ul style="list-style-type: none">住民が議会の審議状況を知ることができるよう、議会会議録を町ホームページに掲載する。なお、今後において、会議録検索が簡単にできる会議録検索システムの導入を検討していく。
3	町ホームページに掲載する議会情報の充実	<ul style="list-style-type: none">住民に議会活動の状況をより早く、より深く理解していただくために、町ホームページに掲載する議会情報の充実を図っていく。
4	議会情報の掲示	<ul style="list-style-type: none">議会の開催日程、一般質問等の議会情報を町掲示板に掲示し、住民にお知らせする。
5	議会アンケート等の実施	<ul style="list-style-type: none">議会活動の改善を図るために、議会アンケート、議会モニターを実施する。
6	議会傍聴の改善	<ul style="list-style-type: none">高齢者や障害者に配慮した議場傍聴席の改修を行う。委員会傍聴は住民によく知られていないので、委員会傍聴の周知に努める。
7	議員全員協議会の一部公開	<ul style="list-style-type: none">議員全員協議会は公的な会議ではなく非公開としているが、住民に関わる重要事項を検討する場合は、公聴会制度なども取り入れながら公開していく。
8	委員会行政視察研修報告書の公開	<ul style="list-style-type: none">委員会行政視察研修報告書を住民に公開する。当面は議会だよりに掲載し報告する。将来は町ホームページに掲載し公開していく。このほか情報公開の閲覧手続きにより公開する。
9	議会広報の改善	<ul style="list-style-type: none">「身近な議会」とするため、議会広報「しばた議会だより」に「住民の声」を積極的に掲載していく。

2 活発な議会活動

議会は、常に住民の意向が議会審議を通じて町政に反映されることを念頭に置き、町長からの多種多様な提案または議員提案を的確に判断し、議決しなければなりません。

このため「活発な議会活動」をテーマに、議会の審議方法や審議体制の改善、議員の資質向上に取り組むべき課題として、委員会審議を行いました。

調査の結果、「活発な議会活動」の議会活性化方策として、「一般質問に係る一問一答方式・対面式の導入」「委員会運営の改善」など、15項目を提言します。

活 発 な 議 会 活 動		
番号	議会活性化方策	内 容
1	一般質問に係る一問一答方式・対面式の導入	<ul style="list-style-type: none"> 一般質問は、再質問以降一問一答方式により行う。なお、当面の間、これまでと同様に一括方式も選択できる。（一般質問に係る一問一答方式に関する申合せ（案）…別紙2のとおり） 質問席は対面式とし、議場内に質問席を設ける。 対面式に係る議場改修は、最前列中央の議員席を質問席に改修する。また、書記席を取り外し、議員と町執行部が直接対面できるようにする。 質問の残時間を表示するための時計を設置する。 一問一答方式・対面式の導入は、平成19年第1回定例会から実施を予定する。
2	委員会運営の改善	<ul style="list-style-type: none"> 常任委員会を現在の4委員会から3委員会に再編する。平成19年度から再編を予定する。 (委員会再編案) 総務常任委員会（議長を含む8名） 文教厚生常任委員会（7名） 産業建設常任委員会（7名） (注) 産業建設常任委員会は、現在の産業経済常任委員会と建設常任委員会を合わせた委員会とする。 請願・陳情が委員会付託になった場合、請願・陳情の代表者が委員会において発言できる機会を必要に応じて設ける。 決算に係る現地調査は、各常任委員会が必要に応じて実施する。
3	一般質問答弁書の事前配付	<ul style="list-style-type: none"> 一般質問答弁書（概要版）を質問議員に事前配付する。
4	提案理由書の配付	<ul style="list-style-type: none"> 議会開会日に提案理由書を議員に配布する。
5	町の基本構想及び基本計画の審議	<ul style="list-style-type: none"> 町の基本構想及び基本計画は、策定期間中に特別委員会を設置して審議する。なお、将来的には基本計画についても議決事件とするよう検討していく。

活 発 な 議 会 活 動		
番号	議会活性化方策	内 容
6	議会関係例規の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「柴田町議会先例」を見直し、「議会運営に関する基準（案）」を作成した。（別紙3のとおり） ・ 「柴田町議会会議規則」の見直しを行った。（別紙4のとおり） ・ 「柴田町議会傍聴人取締規則」を見直し、「柴田町議会傍聴規則（案）」を作成した。（別紙5のとおり） ・ 以上の関係例規は、平成19年1月1日から施行を予定する。
7	請願・陳情・意見書の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採択した請願・陳情の処理状況について、常任委員会が2年に1回洗い出しをして確認する。 ・ 意見書は議会運営委員会の段階で十分な検討を行う。
8	懸案事項等の処理状況報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常任委員会での懸案事項及び請願・陳情の処理状況について、町執行部は議会に報告する。
9	外部団体報告の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仙南地域広域行政事務組合議会及び大河原町外1市2町保健医療組合議会の審議状況について、議会選出議員が議員全員協議会で報告する。質疑応答も行う。 ・ 外部委託団体、指定管理者、補助金交付団体等の運営状況については、常任委員会、会派、議員が必要に応じて関係課等より聴取する。
10	議会推薦の農業委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会が推薦する農業委員は、議員以外の適任者を推薦する。なお、その際に女性推薦に配慮する。
11	決算審査に係る議会選出監査委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会選出監査委員は決算審査特別委員会の委員にはならない。監査委員の立場で監査委員席に着く。
12	議会運営委員の選任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会運営委員の選任にあたっては、常任委員会及び会派等からの選任を考慮する。
13	議員研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員研修会（講演会方式）を年2回程度開催する。議員研修会の担当者は会派から選出された議員とし、研修のテーマは議員全員協議会に諮って決める。研修会開催に係る費用は町予算に計上する。なお、研修テーマにより住民が参加できる研修会の開催も行う。
14	正副議長選挙に係る所信表明会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正副議長選挙にあたっては、所信表明会を実施する。
15	議会図書室の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会図書室は現在の議長公室を活用して整備し、議会関係図書のほか、予算・決算資料、議会会議録、町審議会会議録（要旨）等も備える。また、併せてOA機器を整備する。

3 関連審議の報告

調査結果のうち、現段階ではその取り組みが時期尚早と考え今後の検討課題としたもの、議会活性化方策ではないが議会として実施すべきもの、町行政に関するものについて、次のとおり報告します。

関連審議の報告		
番号	活性化検討項目	内 容
1	「柴田町議会」の看板設置	・ 庁舎玄関に「柴田町議会」の看板を設置する。
2	夜間・休日議会の開催	・ 夜間・休日議会の開催については、今後開催される議会報告会の場において住民から意見を聞くなど、十分な検討が必要であり、時期尚早にして、今後の検討課題とする。
3	模擬議会の開催	・ 模擬議会の開催については、十分な検討が必要であり、今後の検討課題とする。
4	議会中継の実施	・ インターネットを利用した議会中継は、将来において検討する。
5	行政視察研修の見直し	・ 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報特別委員会の行政視察研修は、隔年実施とする。行政視察研修の実施年は、委員会が2年ごとに構成されるため、議員任期の1年目、3年目とする。
6	議会事務局の強化	・ 議会事務局の職員体制は、近隣市町の議会事務局の職員数と比較して判断する。なお、議員からの相談、議員提案等に対応できる議会事務局体制の確保については、今後さらに検討を要する。
7	政治倫理条例の制定	・ 政治倫理条例は、議員のモラル向上のため、将来において十分な検討をして制定する必要がある。
8	教育委員会委員長及び農業委員会会長の本会議への出席要求	・ 教育委員会委員長及び農業委員会会長に対する本会議への説明員の出席要求は、原則として行わない。
9	町長・課長の議員への反問	・ 議案審議等における町長・課長等の議員への反問は、将来の検討課題とする。
10	議会傍聴用資料の取り扱い	・ 現在、議会傍聴用資料として一般質問通告書を傍聴席に備えているが、議会傍聴用資料として議案書を備えることについては、町の情報公開に関わることなので、町執行部の判断とする。

Ⅲ おわりに

議会活性化は、住民の負託に応えるべく、議会と議員が常にその役割と責任を十分認識して行う自己改革です。

この報告書で提言した議会活性化方策については、議会の自主性や独自性を発揮し、日常的に進めていく必要があります

実施にあたっては、議会運営委員会や議員全員協議会などで具体的な協議により議会活性化方策の詳細を取り決めるとともに、町の受け入れ体制や予算化などについて町執行部との関係協議が必要です。

今後においては、提言した議会活性化方策が「開かれた議会」や「活発な議会活動」に結びついたのかを検証するために、また、新たな議会活性化の取り組みを行うために、特別委員会等で定期的な見直しや調査が必要であると考えます。

議会活性化特別委員会の設置に関する決議

次のとおり議会活性化特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 議会活性化特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第 110 条及び柴田町議会委員会条例第 4 条
- 3 目 的 地方分権や国の三位一体改革などの進展とともに、議会は住民の代表機関、意思決定機関として執行機関を批判監視し、政策を立案し、地方公共団体の意思を決定するなど、議会の果たす役割がますます重要なものとなってきています。
このため本町議会は、その責務を十二分に果たすべく、自らが議会の活性化に取り組み、「住民に開かれた議会」「議会への住民参加」「活発な議会活動」にむけての方策を調査検討し、社会情勢に対応しながら、町民の負託に的確に応えていくことができる議会づくりを進めていきます。
- 4 委員の定数 委員 11 名
- 5 設置期間 上記の特別委員会は、平成 18 年 7 月 31 日までを期間として、閉会中もなお調査を行うことができる。
- 6 調査項目 柴田町議会の活性化に関することとする。

議会活性化特別委員会名簿

任期 平成17年9月15日から
平成18年7月31日まで

区 分	委 員 名
委員長	太 田 研 光
副委員長	佐 藤 輝 雄
委 員	広 沢 真
	水 戸 義 裕
	森 淑 子
	百 々 喜 明
	我 妻 弘 国
	小 丸 淳
	星 吉 郎
	杉 本 五 郎
	舟 山 彰
	(就任期間—平成17年9月15日～平成18年6月30日)

議会活性化特別委員会の審議経過

【平成17年】

開催回	開催日		開催内容
1	9月 15日	木	・議会活性化特別委員会の設置（委員長・副委員長の選任）
2	10月 7日	金	・議会活性化特別委員会の調査項目及び調査日程等について
3	10月 24日	月	・議会活性化特別委員会調査項目等について
4	11月 8日	火	・議会活性化特別委員会調査項目のとりまとめ等について
5	11月 28日	月	・議会研修の見直しについて ・議会関係例規の見直しについて
6	12月 19日	月	・議会関係例規の見直しについて

【平成18年】

開催回	開催日		開催内容
7	1月 16日	月	・議会ホームページの開設について ・議会中継の実施について ・会議録検索システムの導入について ・議会情報の掲示・閲覧について ・議会アンケートについて ・議会広報の改善について
8	1月 26日	木	・本吉町議会視察研修
9	2月 3日	金	・住民懇談会の開催について
10	2月 17日	金	・利府町議会視察研修
11	2月 23日	木	・夜間・休日議会の開催について ・模擬議会の開催について
12	3月 29日	水	・一問一答方式・対面式の導入について
13	4月 19日	水	・農業委員（議会推薦）の見直しについて ・議会図書室の整備について ・議会事務局の強化について ・議会傍聴の改善について ・外部団体報告の改善について
14	5月 15日	月	・委員会運営の見直しについて
15	5月 29日	月	・陳情・請願・意見書の改善について ・議会関係例規の見直しについて ・追加調査項目について
16	6月 26日	月	・議会活性化特別委員会報告書のまとめ
17	7月 25日	火	・議会活性化特別委員会報告書のまとめ
18	7月 26日	水	・議会活性化特別委員会報告書のまとめ